

第4次 平生町地域福祉計画

概要版

令和8年度 ▶▶▶▶ 令和12年度

誰もが 共に支え合い 暮らしていける
生涯安心なまちづくり



令和8年3月
平生町

1 地域福祉とは

少子高齢化や価値観やライフスタイルの変化・多様化により、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家族を含む他者との関わり方が変わり、孤立死や自殺、虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、生活課題・福祉課題が多様化・複雑化しています。また、福祉分野で働く人材の不足とともに地域福祉分野において活躍が期待される次世代の地域住民の育成が困難な状況にあり、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加が進んでいます。

多様化・複雑化した生活課題・福祉課題の例



こうした状況の中で、住み慣れた地域において誰もが安心して自分らしく暮らせるようにするために、地域の福祉資源（施設や人材など）を活用し、地域の状況・課題に応じて、地域で工夫し支え合う地域づくりのことを「地域福祉」と言います。

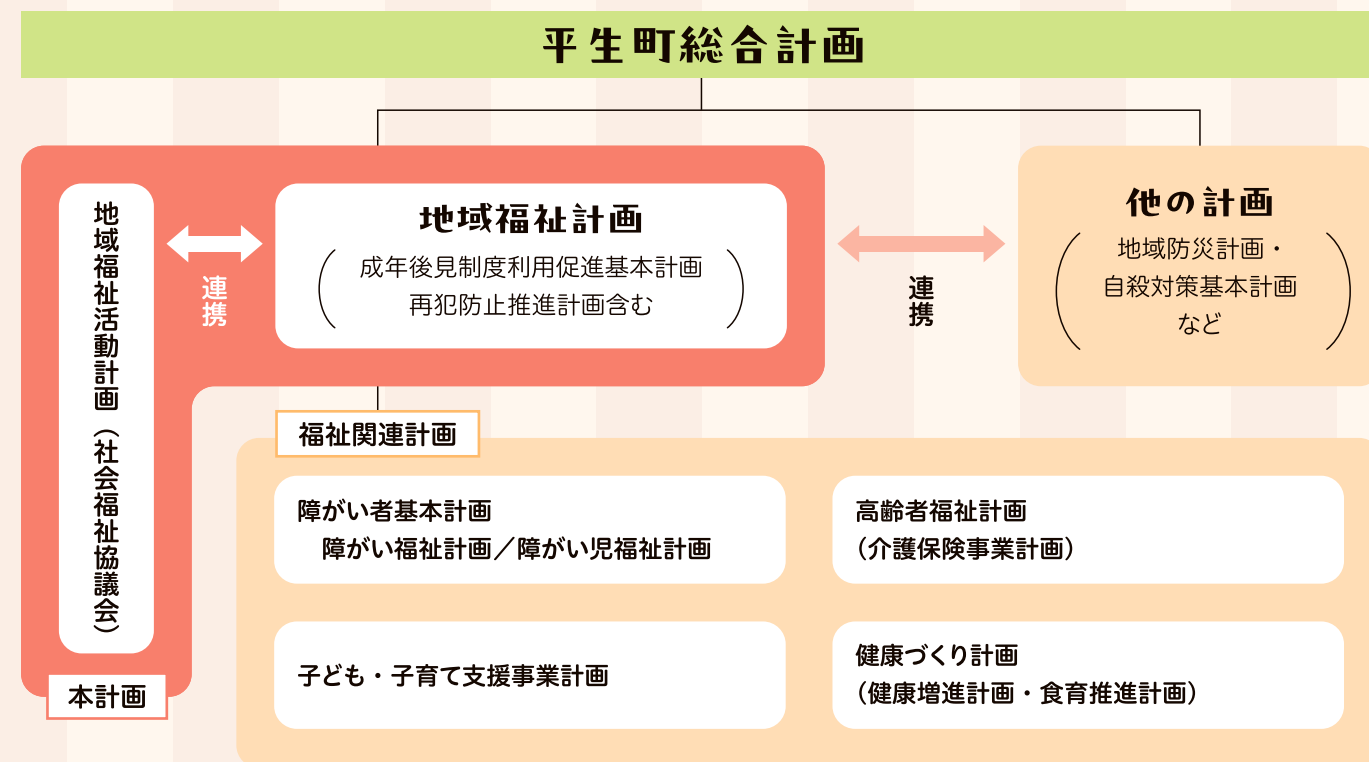
地域福祉の推進にあたっては、自らが行うことや家族・親族で助け合う「自助」、地域で支え合う「互助」、社会保険のような制度化された相互扶助である「共助」、「自助・互助・共助」では補えない社会保障制度である「公助」があり、それぞれを充実させるとともに、それぞれがお互いに補い合うことにより推進していく必要があります。



2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられ、平生町総合計画を上位計画とし、本町に暮らすすべての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための基本計画です。福祉関連計画の上位計画として、地域福祉の視点から横断的・総合的に定めるものであり、各分野における施策は、それぞれの計画に基づき進めていくこととします。

本計画は、町が策定する「地域福祉計画」と町社会福祉協議会において策定する「地域福祉活動計画」の2つの計画から構成されており、町と町社会福祉協議会の連携を強化することとしています。また、地域福祉分野と関わりの深い「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」も含んでいます。



3 計画の基本理念

地域福祉の推進のためには、少子高齢化の進展や家族形態の変化といった社会情勢の変化、住民の価値観やライフスタイルの多様化などの影響により、地域のつながりの希薄化が進むなど、地域を取り巻く環境が変化していきなで、住民・地域・行政が、お互いに見守り、支え合うことが重要となっています。

この計画では、行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的に関わり、それぞれが課題解決に向けて取り組むことで地域福祉を推進していく、「誰もが 共に支え合い 暮らしていける 生涯安心なまちづくり」の実現を目指します。

基本理念

誰もが 共に支え合い 暮らしていける
生涯安心なまちづくり

地域福祉計画

基本目標 1

地域福祉を支える「担い手」づくり

地域福祉の必要性和魅力を発信し、将来の地域を担う人材の発掘、育成に努めます。また、高齢化が進むなど、担い手確保が困難な地域においても地域福祉活動が継続できるよう、周辺地域との連携などを協議します。

施策

- ①地域福祉の担い手となる人材の育成
- ②地域でできるボランティア・支援体制の促進



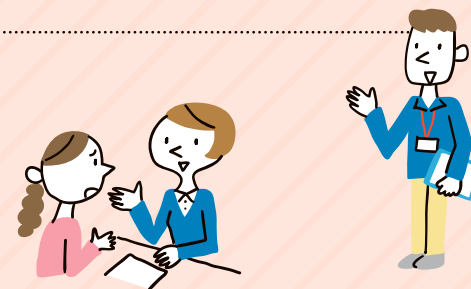
基本目標 2

人・地域の「絆」づくり

地域住民が地域社会の抱える問題と自分の問題と認識し、積極的にかつ主体的に課題解決に関わり活躍できるような、「絆」(ネットワーク)づくりを目指します。

施策

- ①地域コミュニティ活動の支援
- ②地域でつくる交流の場づくり
- ③福祉関係者の交流促進



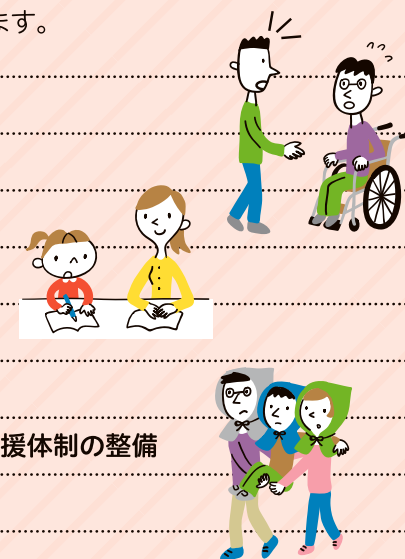
基本目標 3

安心して暮らせる「福祉のまち」づくり

高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要する方々に対する地域活動、福祉サービス、施設などの充実を図ります。また、住民のニーズに応じてサービスや制度を柔軟に変化させて対応し、誰もが安心して生活が送れるまちづくりを目指します。

施策

- ①包括的な支援体制の構築
- ②権利擁護体制の充実
- ③子育て支援の充実
- ④障がい者(児)支援の充実
- ⑤高齢者支援の充実
- ⑥自立支援・生活支援の充実
- ⑦災害時における要配慮者支援体制の整備
- ⑧防犯活動の推進



成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは、認知症や障がい等によりひとりで物事を判断することに心配のある方の権利や財産を守るとともに、本人の意思を尊重してその人らしい生活が送れるよう支援する制度です。

全国的な人口減少や少子高齢化の進展、高齢者単身世帯の増加といった社会背景の中で、財産管理や日常生活において困難を抱える人への権利擁護支援の必要性が高まっている状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進に取り組むことが求められます。

主な取組

成年後見制度の普及促進

成年後見制度の利用支援

中核機関による支援体制の構築

地域連携ネットワークの基礎づくり

再犯防止推進計画

犯罪を繰り返してしまう人の中には、様々な生活課題を抱え、福祉的な支援を必要としている人や、出所後に就労先や住まいが見つからず、生活が成り立たないことが再犯の要因となっていることもあります。

誰もが安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現に向けて、罪を犯した人等が再び罪を犯すことなく社会の一員として円滑に復帰・再出発できるよう支援を行うことが重要です。

主な取組

広報・啓発活動の推進

就労・住居の確保支援

行政・福祉サービスの提供及び関係機関・団体との連携強化

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりの活動（自助）、住民同士での支え合い（互助）、関係団体や事業所による支援（共助）、これらの活動に対する行政からの支援や協力（公助）が重要です。

これらの地域福祉の担い手と連携し、それぞれが担うべき役割を整理し、効果的な施策の推進を目指します。

住民の役割

お互いに支え、支え合うことの大切さについて理解を深め、地域社会の一員として地域福祉活動に主体的に参画します。

心身の維持管理に日頃から心がけ、生きがいを持ち自立した生活を送ることができるよう努めます。

地域福祉の推進

関係団体等の役割

関係団体等の知識・経験、専門性などを生かした活動や、地域に密着したサービスを提供するとともに、支え合い助け合う地域づくりを推進するため、団体相互のネットワークづくりを行います。

社会福祉協議会の役割

民間法人である機動性や柔軟性を生かし、地域福祉の実働役としての役割を果たします。健康づくりや防災、各種相談等を通じ、誰もが安心して暮らせるまちづくりをサポートします。

地域住民とのつながりのもとに、関係機関や団体の情報交換、協働の取組などのコーディネートを行います。

町の役割

行政だけでなく、地域の中のあらゆる主体が地域福祉推進に関わっていく意識づくり・状況づくりを進め、町全体で地域支え合いを推進します。また、町施策全般を地域福祉の視点から点検し、福祉分野の取組が充実するよう努めます。

地域福祉の推進に向けて、地域福祉の活動を行うための必要な財源・人材の確保等に取り組むとともに、福祉活動を通じて地域を活性化させるための支援を行っていきます。

民生委員・児童委員の役割

支援を必要とする住民のニーズを把握し、相談に応じたり、情報の提供など必要な支援を行います。また、必要なサービスを利用できるよう、関係機関と連携し、活動します。



第4次
平生町地域福祉計画

概要版

平生町 町民福祉課

〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

TEL : 0820-56-7113 FAX : 0820-56-7116